



私は弁護士となって直ぐにある商社の法務部門研修員として事務所から出向し、同社のロンドン支店で2年間を過ごしました。その際に出向元の事務所が受任していたロンドンでの国際仲裁事件の手伝いをしたことが端緒となって様々な国際仲裁事件の仕事を引き受けさせて頂きました。その縁で、平成11年より一般社団法人日本商事仲裁協会の理事を拝命して今日に至っています。この商事紛争に関する我が国で唯一の国際仲裁機関は、日本商工会議所がその設立母体であり、中でも大阪商工会議所は常にその専務理事を日本商事仲裁協会の理事の一人に派遣していますが、その創設者が、今年3月までNHKで放送されていた朝の連続ドラマ「あさが来た」で大変に人気となった五代友厚です。この五代友厚こそが我が国で最初の近代法に基づく紛争解決手続＝ADRの仲裁・あっせん人でありましたが、このことは残念ながら今まで世間でもあまり知られていないようです。そして、さらにその五代友厚をあっせん仲裁人に選んだ人物があつた坂本竜馬であることも知られていないようです。坂本竜馬は我が国最初の株式会社＝海援隊を創設した人物と云われていますが、そのみ

ならず、我が国で最初の近代法に基づく紛争解決手続を用いた人物と云えると思います。そこでこの場を借りてこのことを当会の皆様に承知して頂きたく、ここに筆をとっ



柏木 秀一 (32期)

●Shuichi Kashiwagi

た次第です。

即ち、司馬遼太郎の「竜馬がゆく」でご存じの方が多いと思いますが、あの「いろは丸」事件こそが我が国最初の近代法に基づく紛争解決手続であつて我が国初のADRであり、その申立人代表者が坂本竜馬、そのあっせん仲裁人が五代友厚なのです。「いろは丸」事件とは英国で建造された3本マスト160tの伊予大洲藩所有の蒸気船で、海援隊がチャーターし長崎から大阪に向け航行していたところ、慶応3年4月23日夜半、広島県鞆の浦沖から岡山県笠岡市

六島付近にさしかかったところ、紀州藩所有の明光丸（同じく英国製蒸気船887t）と衝突し沈没したとされる海難事故です。この事故時点では、未だ大政奉還がなされておらず（それは同年10月14日）徳川幕府の施政が及ぶ時でしたので、そのままでは御三家紀州藩側に極めて有利なことになると考えた脱藩浪人集団の代表竜馬は、その時持参し研究していた「万国公法」に拠り決着をつけることを提案し、まずは当時長崎に寄港していた英国海軍提督にあつせん仲裁を依頼しましたが提督は直ぐに帰国となり、そこで紀州藩側も異議がない薩摩藩の人物中で丁度英国留学から帰国し長崎でドックを造っていた五代友厚に依頼したのです。その結果、紀州藩に対して海援隊に8万3千両余の賠償金を支払えとの裁定が出されました。結局、賠償金は7万両に減額されて慶応3年11月7日に長崎で海援隊へ支払われましたが、その入金を知る前、竜馬は15日に京都で暗殺されてしまいます。

以上が簡単な顛末ですが、どうかこの小稿をご覧になって、我々の先駆者の一人が坂本竜馬であり、五代友厚であるとの認識を得て頂き、これをもっと世間に知らしめて頂ければ幸いです。 ■

Hanamizuki

花水木

22



弁護士登録をして7年目になります。弁護士登録後、いろいろな事務所を経て現在は神保町にある中野法律事務所に所属しています。

今回の掲載をきっかけにこれまでをあらためて振り返ってみたいと思います。

私は受験時代、正直検事になることしか考えていませんでした。ところが、弁護修習時代に、弁護士業務の幅広さや人との出会いの多さに魅了され、弁護士の道に進むことを決めました。

私が弁護士に登録したころには、既に弁護士業界の競争も激しく、どういう弁護士になりたいかのビジョンもなかった私は、やっていけるのかなという不安でいっぱいでした。ただ、何となく自分の中に確固たる分野を持っていないと生き残っていけないという危機感と焦りだけはとても強くあったと記憶しています。私は、いろいろあってイソ弁期間が短く、事務所事件を通じた経験が思うようにできなかつたため、多くの先生方と知り合いになり、事件を共同で受任させてもらい、経験を積むよう心がけました。

その甲斐あって、大変ありがたいことに、幅広い業務を経験することができました。中でも子どもの人生をも左右する事件で依頼者の望む解決

ができたことをきっかけに家事事件に興味をわき、それ以降は、「どのような分野を扱っているのか」と聞かれた際には、家事事件に興味があると言い、積極的に受任をして



阿部 みどり (62期)

●Midori Abe

きました。その結果、今では家事事件が業務の中心になっています。

家事事件の場合、人とのかわりは濃厚であり、感情的な対立も激しい分、時に辛くなることもありますし、感情的な部分は法律論では説明できないこともあります。

また、弁護士の仕事は、人生の岐路に立つ依頼者の事件を扱うため、その責任の重みも当然あります。それでも事件が解決した後に依頼者から「本当にありがとうございました」「今日から前に進めます」などと言われると非常に

嬉しく、その言葉を聞くだけで心が救われます。こうした経験を重ねていくうちに私は人の気持ちの分かる弁護士になりたいと思うようになり、今に至っています。

どのような業務でもそうだと思いますが、抱えこみ過ぎると精神的にきつくなると思い、適度なタイミングで趣味に時間を使うようにしています。私の趣味は昔からカラオケです。高校時代から行っているおかげで演歌から邦楽、洋楽、アイドルの歌まで幅広いジャンルを歌います。どのくらい長時間歌えるかチャレンジしたことはないのですが、声が枯れたり潰れたりすることもないので、7時間位歌うときもあります。カラオケ好きが高じて、ジャンルは全く違いますが、ジャズバーでコーラスを披露させていただいたこともありました。

以前は、仕事と趣味のバランスのとり方がよく分かりませんでした。最近では趣味に割く時間もそれなりに大切だと考え、うまく時間を使うよう心がけています。

弁護士人生はまだまだ長いので、これからも積極的に分野を開拓するバイタリティーを忘れず、人生をかけて取り組みたい分野について引き続き模索しながら、成長できたらと思っています。 ■